

職業の決定方法（現行一般原則第 4 項）の検討について

- ◇ 現行の一般原則第 4 項に規定されている職業の決定方法（以下、「決定方法」という。）の見直しに関しては、特に、複数の分類項目に該当している場合の優先順位についての論点を中心に、第 9 回研究会においてご議論いただいたところ。
- ◇ しかしながら、決定方法の見直し案について、統計調査実施部局等から、個別の統計調査における統計データの連続性のみならず、調査・集計の事務のあり方にまで大きな影響を及ぼすなど大きな懸念があり、見直し案が各分類項目に及ぼす影響等がわからない中で、影響を分析し見解を述べることは困難である等の意見が寄せられたところ。
- ◇ 決定方法は、一般原則の一部を構成しているものの、公的統計が職業分類を使用する際の標準的なルールを示す箇所であるため、研究会で令和 7 年度初頭（第 12 回以降）から検討を行う分類項目の改正案作成作業の前段階に結論を要しない。
- ◇ 以上のことから、決定方法については、引き続きの検討事項とし、事務局において論点の整理及び統計調査実施部局等の意見聴取などした上で、改めて本研究会においてご議論をいただくこととしたい。現時点の予定では、分類項目各論の検討作業をひとつおとり終えた後の令和 7 年度後半が見込まれる。